

第2部 平成22年度の環境の状況と施策

第2部 平成22年度の環境の状況と施策

第1章 地球温暖化等

第1節 地球温暖化

1 地球温暖化の状況【地球温暖化対策室】

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象であり、大気中のCO₂濃度は、産業革命前の約280ppmから2009年には約390ppmに上昇しています。

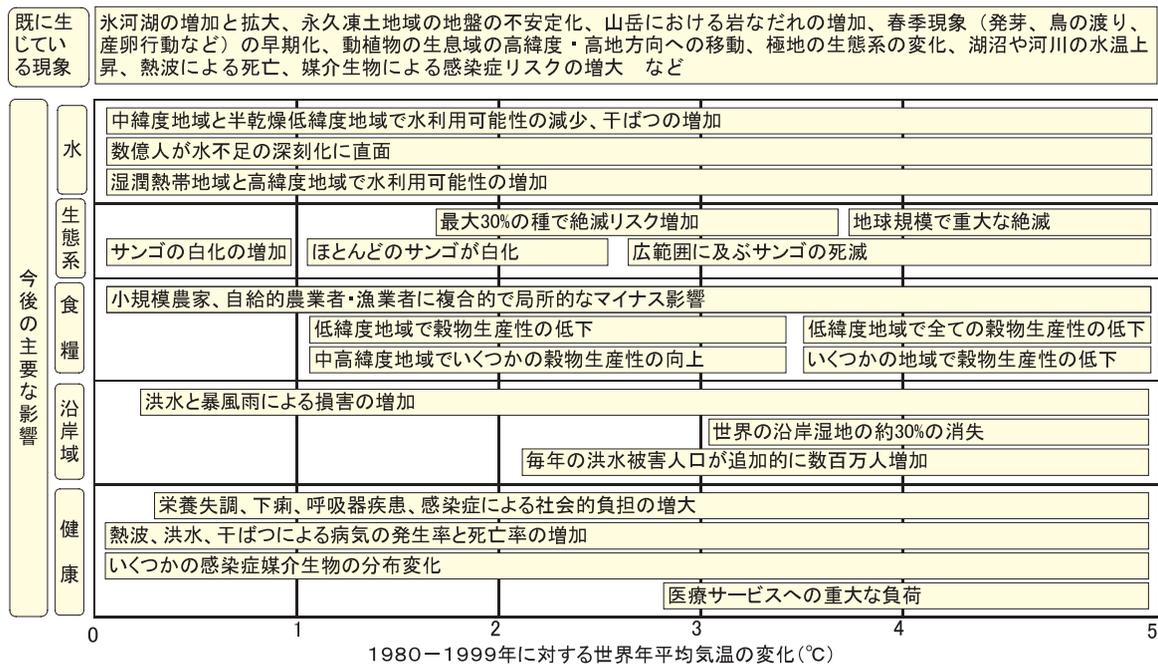
2007年(平成19年)に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第4次評価報告書」では、「地球が温暖化していることは疑う余地がなく、その原因は人為起源の温室効果ガス濃度の増加である」とほぼ断定されています。

同報告書は、「過去100年間に世界の平均気温は0.74℃上昇しており、今世紀末の平均気温は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する

社会であれば約1.8℃(1.1~2.9℃)、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を維持する社会のままであれば、約4.0℃(2.4~6.4℃)上昇する」と予測しています。

また、既に生じている主な影響として、永久凍土地域の地盤の不安定化、春季現象(発芽、鳥の渡り、産卵行動など)の早期化、動植物の生息域の高緯度・高地方向への移動、熱波による死亡などを挙げながら、今後も地球温暖化による様々な影響が生じることを危惧しています。

図1-1-1 地球温暖化で顕在化した現象と将来の影響予測



資料：IPCC第4次評価報告書より作成

【用語】

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)：各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により1988年(昭和63年)11月に設置されたもの。地球温暖化に関する科学的な知見の評価、地球温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

2 地球温暖化への対応

地球温暖化に地球レベルで対応するため、1997年（平成9年）12月に**京都議定書**が締結されました（2005年（平成17年）2月発効）。

我が国では、2005年4月に京都議定書目標達成計画を策定し、2008～2012年度平均で、温室効果ガスの排出量を1990年度比6%削減すると約束しています。

こうした中、地域レベルの取組も重要であることから、県は、2005年（平成17年）1月に「**あいち地球温暖化防止戦略**」を策定し、2010年度（平成22年度）における県内からの温室効果ガス排出量を、基準年度である1990年度（平成2年度）比で6%削減するという目標を立てました。

その後、2009年（平成21年）12月には、デンマークで開催された**気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）**において**コペンハーゲン合意**がまとめられました。

我が国では、2020年の温室効果ガス排出削減目標として、「すべての主要国による公平かつ実

効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、90年比で25%削減」との内容を気候変動枠組条約事務局に提出しました。

現在、県は、「**新たな地球温暖化防止戦略**」検討委員会を設置し、2020年度に向けて地球温暖化対策の一層の強化・推進を図る新たな計画の策定を進めています。

3 本県における温室効果ガスの状況

2008年度（平成20年度）の本県の温室効果ガス排出量は、基準年度比で1.8%増加しており、エネルギー起源CO₂が総排出量の約90%を占めています。

また、温室効果ガスの実態を把握するため、県は、二酸化炭素などの代表的な温室効果ガスについて大気中の濃度を測定しています。二酸化炭素については、平成4年度から自動測定装置による連続測定を実施しています。年平均値の経年変化は図1-1-3のとおり増加傾向を示しており、平成22年度は前年度比で4.8ppm増となる過去最高の410.8ppmを記録しています。

図1-1-2 本県における温室効果ガスの排出量の推移



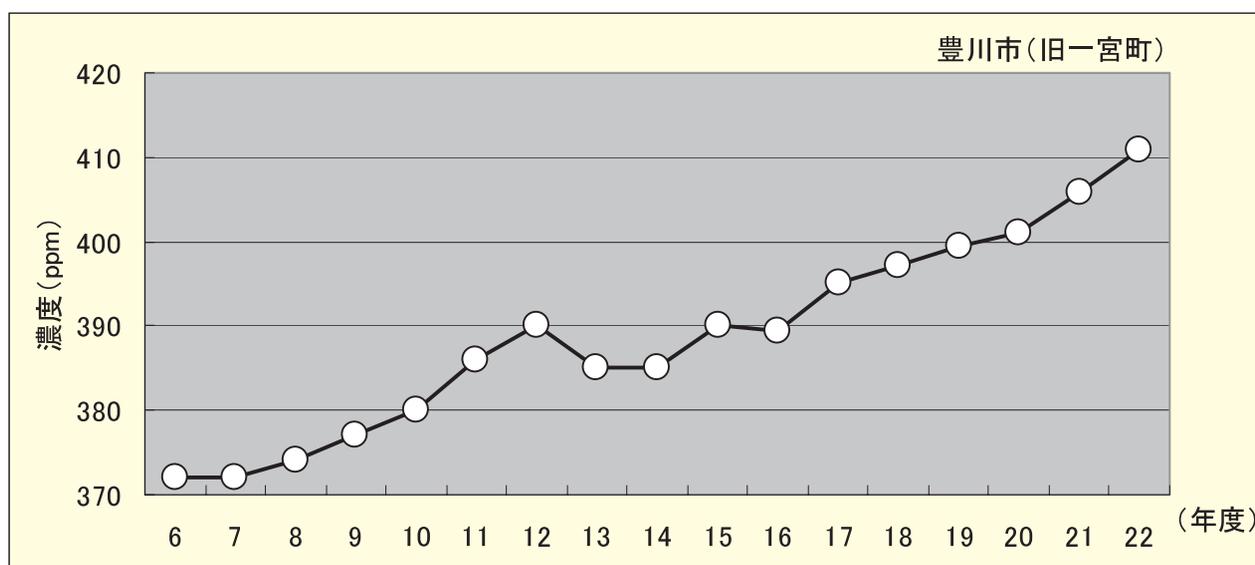
(資料)環境部調べ

表 1-1-1 本県における温室効果ガス排出量

区分		基準年度 排出量 (千トン-CO ₂)	2008年度 排出量(割合) (千トン-CO ₂)(%)	増加率 (1990-2008)(%)	
				区分内	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	42,898	39,090(53.5)	▲ 8.9	+ 2.5
	民生(家庭)	7,315	9,375(12.8)	+ 28.2	
	民生(業務)	8,387	10,566(14.5)	+ 26.0	
	運輸	11,041	11,825(16.2)	+ 7.1	
	エネルギー転換	1,481	2,184(3.0)	+ 47.4	
	小計	71,124	73,041(100.0)	+ 2.7	
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		3,224	4,275	+ 1.4	
代替フロン等 3 ガス		2,664	1,074	▲ 2.1	
合計		77,012	78,389	+ 1.8	

(注) 1 基準年度は1990年度〔ただし、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)は1995年度〕である。
 2 増減率は、区分内については基準年度排出量に対する2007年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(79,431千トン-CO₂)に対する2007年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。
 3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
 4 算定方法の見直しや過去の統計データの改訂に伴い、基準年度まで遡って排出量を算出した。
 (注) 算定方法の見直しや過去の統計データの改訂に伴い、基準年度まで遡って排出量を算出

図 1-1-3 二酸化炭素の大気中濃度の経年変化



(資料)環境部調べ

4 本県の取組施策

(1) あいち地球温暖化防止戦略の推進

【地球温暖化対策室】

戦略では、特に重点的に取り組む25の重点施策を示すとともに、「ソーラーミリオン作戦」などの先進的・先導的な9つの取組については「あいちe coモデル」として地域から発信しています。これらの取組を中心に、多様な主体の参加を促しながら地球温暖化対策の推進を図りました。

ア 産業部門

(ア) CO₂排出削減マニフェストの登録～

CO₂マニフェスト作戦【地球温暖化対策室】

CO₂排出削減マニフェストとは、事業者の方々にも地球温暖化対策に主体的に取り組んでいただくため、事業者が自ら定めた具体的な取組内容を県に登録・公表することで他の事業者や他地域への展開を期待するものです。

平成22年度には7社から提出があり、平成

22年度末におけるマニフェスト登録は計72社にのびりました。また、平成22年12月に開催した「あいち地球温暖化防止戦略推進大会」において、愛知県産の間伐材で製作した「登録証」を授与しました。

(イ) 地球温暖化対策計画書制度

【地球温暖化対策室】

県民の生活環境の保全等に関する条例では、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場・事業場を設置し又は管理する者(地球温暖化対策事業者)に対し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画書(地球温暖化対策計画書)を原則3年の計画期間ごとに作成すること及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面(地球温暖化対策実施状況書)を作成し知事に提出することを義務づけています。

平成22年度までに提出された実施状況書によると、目標年度における温室効果ガスの排出量は全体で各基準年度比2.7%削減されました。

表 1-1-2 条例の地球温暖化対策事業者の計画基準年度排出量及び目標年度排出量

実績報告件数	基準年度排出量	目標年度排出量	増減率
676件	30,796 千トン-CO ₂	29,962 千トン-CO ₂	-2.7%

(資料)環境部調べ

- (注) 1 エネルギー転換部門を除く。
2 件数の内訳は、計画期間H17~19年度が15件、H18~20年度が45件、H19~21年度が616件であり、基準年度は各計画期間の前年度である。

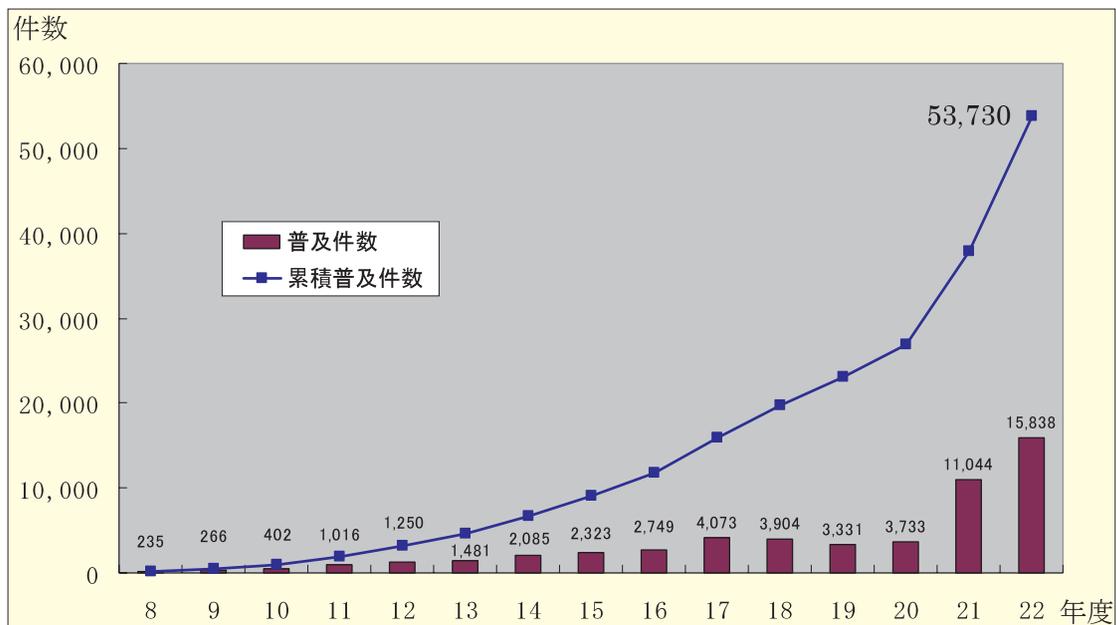
イ 家庭部門

(ア) 太陽エネルギー利用施設等の普及促進～ソーラーミリオン作戦【地球温暖化対策室】

家庭のCO₂削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、平成15年度から、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対しその費用の一部を補助しています。いったんは廃止されていた国の補助制度も平成21年1月から再開されています。

これらの支援制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は平成22年度末で約5万3千基に上り、全国第1位となっています。

図 1-1-4 住宅用太陽光発電施設普及件数



(資料)一般社団法人新エネルギー導入促進協議会調べ(平成20年度まで)

(資料)一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター調べ(平成21年度から)

(イ)地域・企業等のエココミュニティ活動の促進～どこでもエコ協議会作戦

【地球温暖化対策室】

地球温暖化対策地域協議会は、地域の自治体や事業者、住民、NPOなどが互いに協力して日常生活における地球温暖化対策活動に取り組むための組織で、地球温暖化対策の推進に関する法律に位置づけられているものです。

地球温暖化対策地域協議会設立を支援するため、県は、地球温暖化防止活動推進センターと連携して、活動報告の取りまとめや協議会設立を検討している団体等への助言を行いました。

(ウ)家庭の省エネ診断【地球温暖化対策室】

家庭におけるエネルギーの使用及び省エネ対策の実態について把握し、効果的な省エネ対策の導入や日常生活での省エネ行動についてアドバイスを行う「家庭の省エネ診断」を県内約100世帯の家庭で実施しました。

また、「家庭の省エネ診断」の成果を踏まえて、各家庭における省エネ度を自分でチェックし、それぞれの家庭に適した省エネ対策を見つけることができる「家庭の省エネ指南書」を作成しました。

ウ 業務部門【地球温暖化対策室】

ESCO事業の普及拡大を図るため、県の率先導入として、愛知芸術文化センター、愛知県がんセンター及び愛知県体育館の3施設においてESCO事業を導入しています。

エ 運輸部門【地球温暖化対策室】

第3章「交通環境」において県の取組を掲載しています。

オ 普及啓発【地球温暖化対策室】

市町村、県民によるエコライフの実践の輪を広げていくため、県は、NPO、事業者などと連携しながら「あいちエコチャレンジ21」県民運動を展開しています。

平成22年度は、地球温暖化防止活動推進センターや地域における地球温暖化対策推進等の担い手として知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員(平成23年6月末現在で151名)などの協力を得て、小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催、自動車学校におけるエコドライブ講習会の開催、各種イベントにおけるブース出展、「環境にやさしい暮らし」をテーマとした「エコライフ川柳」の募集、「あいち緑のカーテンコンテスト」などを行いました。

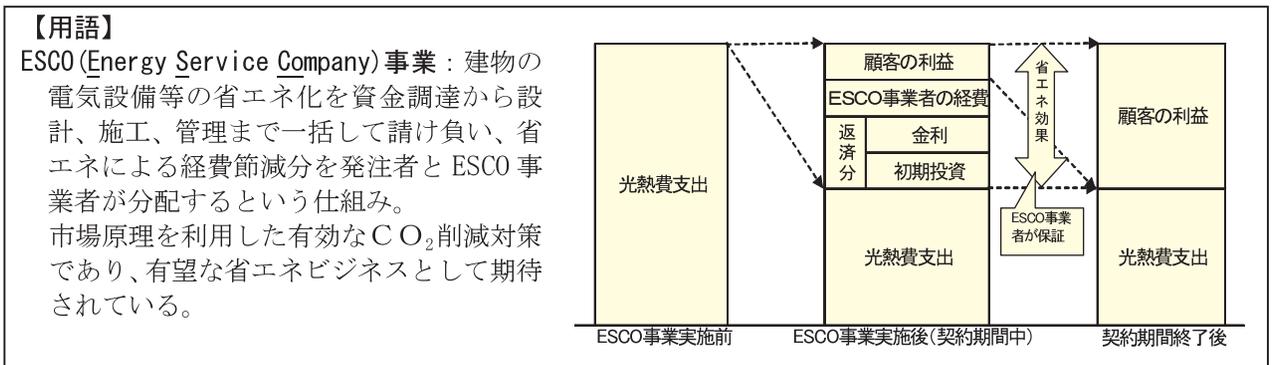


表 1-1-3 戦略における主な数値目標に係る推進状況

区分	重点施策	施策の概要	数値目標 (2010年度目標)	進捗状況 (2010年度)
産業	CO ₂ 排出削減マニフェストの登録 CO ₂ マニフェスト作戦	事業者の自主管理対策宣言を 県が承認・登録	100 マニフェスト	72 マニフェスト
家庭	太陽エネルギー利用施設等の普及促進 ソーラーリボン作戦	太陽光発電・高効率給湯器等の 導入促進及び県庁率先導入	100 万基	約 32 万基
	燃料電池の普及促進 燃料電池フロンティア作戦	燃料電池の家庭等への導入促 進	1000 基	639 基
業務	チェーンまるごとエコショップ化 チェーンまるごとエコショップ作戦	チェーン店等の組織形態を活 かしたエコショップ化の推進	1000 店舗	2276 店舗
運輸	エコカーの普及拡大 エコカー300万台作戦	低公害車等の導入支援、エコス テーションの整備の促進	300 万台	約 275 万台
啓発	エコファミリー宣言制度の普及	「エコファミリー」制度の普及	1 万世帯登録	14,849 世帯

※作戦名のある施策が「あいち eco モデル」

クローズアップ

「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施しました！

日の当たる窓を、アサガオやゴーヤのようなつる性植物で覆う「緑のカーテン」は、室内、壁面及び地面の温度上昇を抑える効果があります。

本県では、「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の一環として、住宅、事業所等への「緑のカーテン」の普及を図るため、平成 21 年度から「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施しています。

この「緑のカーテンコンテスト」では、応募者の中から部門ごとに優秀事例を表彰しており、平成 22 年度は、応募のあった 81 事例のうち、優秀事例として 12 事例を表彰しました。

平成 22 年度の実施状況

区 分	応募事例	優秀事例	
		最優秀賞	優 秀 賞
住宅部門	19	1	2
幼稚園、保育園部門	16	1	2
学校部門	27	1	2
一般部門	19	1	2



幼稚園、保育園部門の最優秀事例



学校部門の最優秀事例